

9. 足寄町地域防災計画（令和2年3月改定）

1. 目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、足寄町防災会議が作成する計画であり、足寄町（以下「町」という。）の地域において、予防、応急及び復旧など災害対策を実施するにあたり、防災関係各機関が、その機能の全てをあげて住民の生命・身体及び財産を災害等から保護するため、防災業務を計画的かつ迅速・的確に実施するための具体的事項について、定めることを目的とする。

足寄町都市計画マスタープランに関連性の高い項目ものを以下に抜粋する。

【風水害火山等災害対策編】

水害予防計画

治水事業の推進及び水防拠点の整備

町は、洪水等による災害を防ぎ、また被害の軽減を図るとともに、流水の正常な機能を維持するため、河川改修事業等の治水事業を推進する。また、特に水防上警戒を要する区域等について、河川監視を随時実施するなど、河川の管理に万全を期するとともに、必要に応じて水防拠点を整備する。

土砂災害予防計画

土砂災害防止施設の整備促進

砂防対策

土石流危険渓流について重点的に把握し、砂防指定地に編入するとともに山地の荒廃などによる土石流を把握するための砂防堰堤工事、渓流の縦横浸食による土砂流出抑制のための渓流保全等の対策工事の推進について北海道と連絡を密にし、危険渓流の解消に努め、災害の未然防止を図る。また、丘陵地等の開発に伴う砂防指定地内の行為に対する監視の強化を北海道と協力し、推進することとする。

急傾斜地崩壊防止対策、地すべり防止

町は、急傾斜地崩壊危険箇所・地すべり危険箇所等がけ崩れや地すべりのおそれのある箇所を調査把握し、指定の要望、防災工事の推進について、北海道と連絡を密にし、急傾斜地の崩壊防止や地すべり災害の防止に努める。

風害予防計画

予防対策

町は、台風による風害防止のため、防風林の整備を促進する。

【地震災害対策編】

地震に強いまちづくり推進計画

地震に強いまちづくり

- 1 町は、防災関係機関と連携し、避難路、避難地延焼遮断帯、防災活動上重要となる幹線道路、一時避難地としての都市公園、河川等、骨格的な都市基盤施設、消防活動困難区域の解消に資する街路及び防災安全街区の整備、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的な確保等、防災に配慮した都市計画や土地利用の誘導により、地震に強いまちづくりを図る。



- 2 町は、国及び北海道と連携し、避難路、緊急輸送道路等、防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占有の禁止または制限を行うとともに、電柱化の促進を図る。
- 3 町は、防災関係機関及び施設管理者と連携し、施設管理者と連携し、大規模集客施設等の不特定多数の者が利用する市街地の施設等の地震発生時における安全性の確保の重要性を考慮し、これらの施設における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備を強化する。

主要交通の強化

町は、防災関係機関との連携により、主要な道路等の基幹的な交通施設等の整備に当たっては、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。

復旧対策基地の整備

町は、震災後の復旧拠点基地、救援基地となる都市公園等の整備に努める。

災害応急対策等への備え

町は、地震等が発生した場合に備え、災害応急対策活動拠点として、災害対策車両やヘリコプター等が十分活動できるグラウンド・公園等を確保し、周辺住民の理解を得るなど、環境整備に努める。

建築物災害予防計画

建築物の防災対策

- 1 市街地建築物の不燃化
- 2 木造建築物の対策の推進
- 3 既存建築物の耐震化の推進
- 4 ブロック塀等の倒壊防止
- 5 窓ガラス等の落下物対策

がけ地に近接する建築物の防災対策

町は、がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに、既存の危険住宅については、がけ地近接住宅移転事業制度を活用し、安全な場所への移転促進を図る。

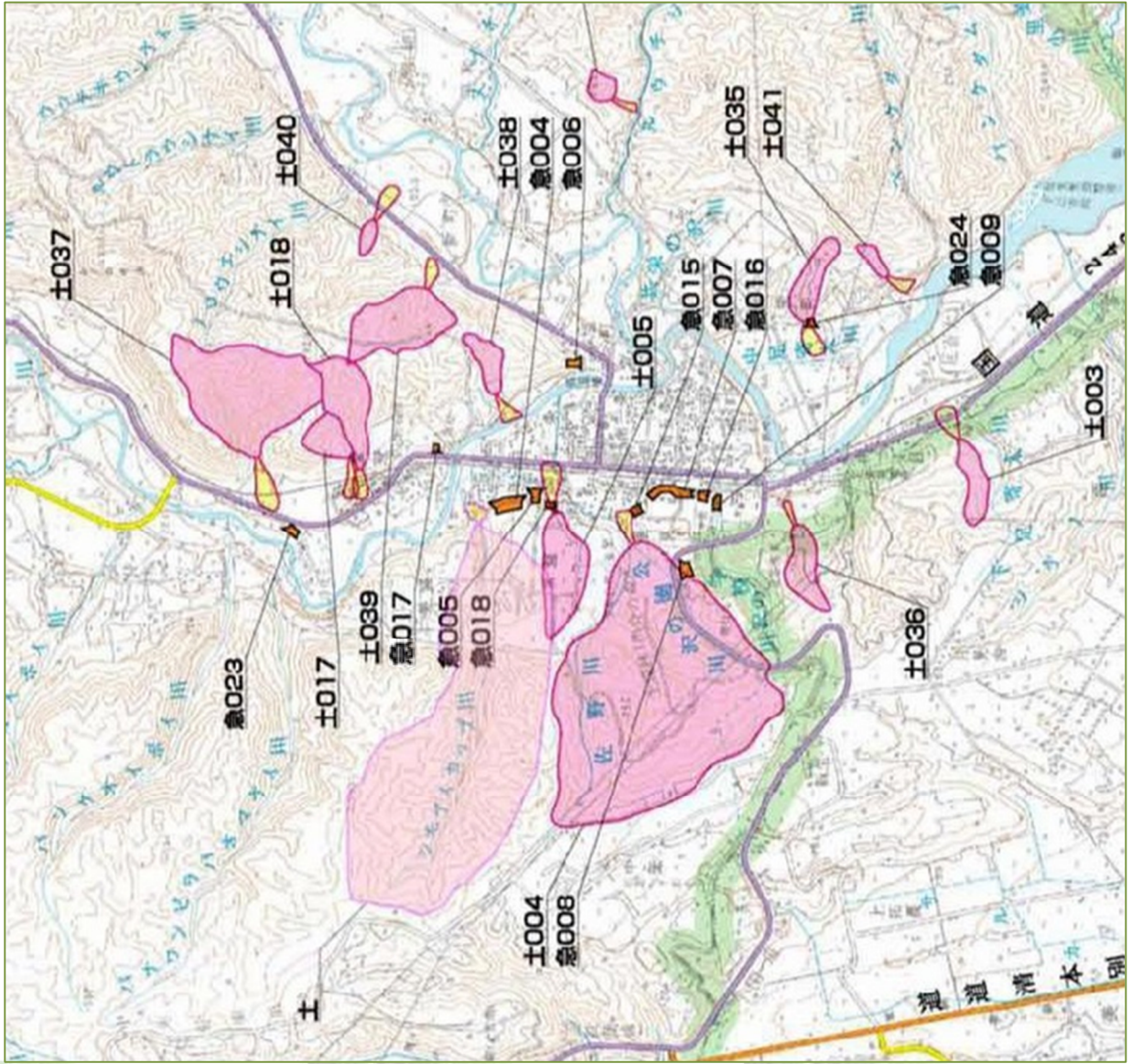
文教施設の防災対策

- 1 文教施設等の耐震性の確保並びに不燃化及び堅ろう化の促進
- 2 文教施設・整備等の点検及び整備

火山噴火災害対策計画


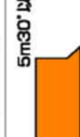






予防対策、避難対策、応急対策は「雌阿寒岳火山防災計画（R2.6）」による。

土砂災害危険箇所図（足寄町）



【市街地周辺の土砂災害危険箇所指定状況一覧】

図番号	現象名	区域の名称
土 017	土石流 (土砂災害特別警戒区域)	団地 1 の沢の川
土 018	土石流 (土砂災害警戒区域)	団地 2 の沢の川
急 004	急傾斜地の崩壊 (土砂災害特別警戒区域)	足寄町西町 1
急 005	急傾斜地の崩壊 (土砂災害特別警戒区域)	足寄町西町 2
急 007	急傾斜地の崩壊 (土砂災害特別警戒区域)	足寄町西町 3
急 008	急傾斜地の崩壊 (土砂災害特別警戒区域)	足寄町里見が丘 1

凡 例	
土石流危険溪流	 流域  急傾斜地 5m30'以上
急傾斜地崩壊危険箇所	 地001
地すべり危険箇所	
市町村界	
国道	
主要道道	
一般道道	



10. 足寄町水防計画（平成30年3月改定）

1. 目的

本計画は、水防法（昭和24年法律第193号（以下「法」という。））第33年第1項の規定に基づき、本町の水防事務を円滑に促進するため、必要な事項を規定し、洪水その他により災害が発生し、又は発生するおそれのある場合にこれを警戒・防御し、被害を軽減することを目的とする。

足寄町都市計画マスタープランに関連性の高いものについて抜粋する。

(1) 水防指定河川区域

本町の区域内において、法第16条1項の規定により、知事が水防を行うために指定した河川（水防警報指定河川）は、次のとおりである。

河川名	基準水位観測所			水防警報区		実施機関	水防警報を通知する関係水防管理者
	名称	河川位置	所在地	左岸	右岸		
利別川	利別川 陸別	幹川への合流点から 106.2km	陸別町陸別西1線 315-1地先	自 陸別町陸別原野分線 24番 2地先 至 足寄町旭町3丁目1番地先	自 陸別町クネハツ 2番 66地先 至 足寄町北1条 4丁目 52番 地先	十勝総合振興局帯広建設管理部	陸別町長 足寄町長
	利別川 大誉地	幹川への合流点から 90.2km	陸別町字上利別原野東1線 212-12地先				
	利別川 足寄	幹川への合流点から 58.6km	足寄町旭町3丁目1番地先	自 足寄町旭町1丁目1番地先 至 本別町上本別 23番1地先	自 足寄町南1条 5丁目 6番地先 至 本別町栄町 91番 10地先	同上	足寄町長 本別町長
足寄川	足寄川	利別川への合流点から 0.5km	足寄町旭町5丁目 98番	自 足寄町上足寄 120番地先 至 幹川への合流点	自 足寄町上足寄 121番 1地先 至 幹川への合流点	同上	足寄町長

(2) 水位周知河川

本町の区域内において、法第13条第2項により、知事が水位情報通知を行う指定河川（水位周知河川）は、次のとおりである。

河川名	水位周知観測所	地点		延長			通報水位 (m)			
		起点～終点		上流端～下流端 (kp)	延長 (km)	計画高水位	はん濫危険水位相当換算水位	避難判断水位	はん濫注意水位	
利別川	利別川 大誉地	陸別町字上利別原野基線 213番 8地先	陸別町字上利別原野東一線 205番 10地先	48.2	47.4	0.8	159.31	159.31	158.78	158.42
	利別川 足寄	足寄町北6条 1丁目 14番 地先足寄橋下流端 (右岸)	足寄町南7条 3丁目 46番 2地先 (右岸)	17.9	14.1	3.8	88.86	87.80	87.40	87.02
足寄川	足寄川	足寄町共栄町 192番地先共励橋下流端	幹川への合流点	0.6	0.0	0.6	87.38	87.38	86.95	86.54